

やまなし外国人活躍企業支援事業費 補助金のご案内

県内に事業所を有する中小企業者等の外国人の受入と定着・活躍を促進するため、外国人の日本語能力向上や地域における多文化共生につながる取り組みを支援します。

補助対象となる事業

- ① 外国人労働者の日本語能力向上のための日本語学習に関する事業
- ② 外国人労働者と地域住民との交流等に関する事業
- ③ 仕事の実践的に使う日本語学習に関する事業

補助対象者

「やまなし外国人労働環境適正化推進ネットワーク」(※)に参加している県内に事業所を有する中小企業者、社会福祉法人、医療法人及び公益法人。ただし、新たに外国人を雇用する場合に限る。

※ 外国人の労働環境適正化を進めるための官民ネットワーク。一定の要件により参加可能。

申請方法

山梨県ホームページ（以下URL）から申請書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、以下の宛先まで持参又は郵送してください。

https://www.pref.yamanashi.jp/danjo-kyosei/gaikokujin_katsuyaku_hojokin.html

【宛先】

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官 外国人活躍推進担当
〈補助金申請書受付係〉

TEL: 055-223-1539 FAX: 055-223-1320

申請受付期間

令和5年4月3日（金）～令和6年1月31日（水）まで（随時受付）

※ ただし、申請額が予算上限額に達した時点で受付を終了します。

補助内容

対象事業	補助対象経費（主なもの）	補助率	補助上限額
①日本語教室への参加、オンラインレッスンの受講などの生活に関する日本語学習に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> 講師の謝金及び旅費 教材費及び印刷費、消耗品費 会場使用料 受講料及び交通費 入国後講習（研修）経費 日本語能力試験の受験料 	1/2	100万円 (③を行う場合は150万円)
③専門用語語彙リストを整備して行う仕事の場で使う日本語学習に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> 教材費及び印刷費、消耗品費 講師の謝金及び旅費 委託費（外注費） 	10/10	
②地域行事への参加や地域住民との交流会への参加に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> 会場使用料 交通費 参加費 レンタル料 	1/2	10万円

※ 上記に掲げる対象経費に当てはまらないものは、事前に担当者へご確認ください

対象事業の要件

① 外国人労働者の日本語能力向上のための日本語学習に関する事業

- 日本語学習の機会が継続的に得られるものであること。
- 日本語学習の成果を測るため、日本語能力試験を受験させること。
- 座学によらない形式での学習も可。
- 入国後講習（研修）のみの申請は不可。

② 外国人労働者と地域住民との交流等に関する事業

- 地域における行事等で、外国人労働者と地域住民との交流が図られるものであること。特に山梨県の文化等の理解につながる伝統行事への参加を通じた交流が望ましい。
- 地域住民とは必ずしも日本人だけでなく、永住者や定住者などで外国籍の方も含む。

③ 仕事の場で実践的に使う日本語学習に関する事業

- ①の事業に加えて取り組む場合を対象とする。
- 県が別途主催するセミナーに参加し、自社で活用する日本語教育のための専門用語語彙リストを整備すること。
- 勤務時間中に外国人労働者向けの日本語教育時間（仕事の語彙に関するもの）を確保すること。

※ 外国人労働者には技能実習生、留学生を含みますが、留学生のみを対象とする事業は不可



交付申請は、①、②は1社当たりそれぞれ年度内1回限り、③については、1社当たり通算1回限りとさせていただきます。

※ ①、②、③の同時申請、複数の行事参加をまとめて申請することは可能